

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月13日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に掲げる方法とする」を「次の各号に定めるとおりとする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものの視聴
- (2) 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付
- (3) 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの視聴又は交付

第8条第2項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

公文書の種類	写しの作成の方法	負担すべき費用の額		
1 文書、図画又は写真	複写機により複写したもの（日本産業規格A列3番までの大きさの用紙までに限る。）	白黒	1枚につき	10円
		カラー	1枚につき	40円
2 電磁的記録	用紙に出力したもの（日本産業規格A列3番までの大きさの用紙までに限る。）	白黒	1枚につき	10円
		カラー	1枚につき	40円
	光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複写したもの		1枚につき	100円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 2 この表の区分以外のものの作成に要する費用の額は、実費とする。

様式第1号から様式第10号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

公文書公開請求書

年 月 日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 宛

氏名

住所又は居所 〒

電話番号 () -

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第18号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書の公開を請求します。

公開を請求する公文書の名称又は内容	知りたいと思う事項の概要を具体的に記入してください。		
公文書の公開の実施方法（希望する公開の方法を○で囲んでください。）	1 閲覧	2 写しの交付 (□郵送を希望)	3 視聴
備考		受付欄	

(注)

- 1 各欄に必要事項を記入してください。
- 2 請求者の氏名及び住所又は居所は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 請求者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名及び電話番号を記入してください。
- 4 写しの交付について郵送を希望する場合は□の中にレ印を付けてください。

公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けで公開請求のありました公文書については、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第18号）第11条第1項の規定により、次のとおりその全部を公開することと決定しましたので、通知します。

公文書の名称		
公文書の公開を実施する日時及び場所	日時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分
	場所	
公文書の公開の実施方法		
担当課	電話番号（ ） —	
備考		

(注)

- 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。
- 2 指定された公開の日時が都合の悪い場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

公文書部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けで公開請求のありました公文書については、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第18号）第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

公文書の名称		
公文書の公開を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
	場所	
公文書の公開の実施方法		
非公開とする部分の概要		
非公開とする根拠規定	兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 条 第 項第 号に該当	
根拠規定を適用する理由		
公開しない部分についてその理由が消滅する期日等		
担当課	電話番号 () -	
備考		

(注)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、兵庫県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において兵庫県後期高齢者医療広域連合を代表する者は兵庫県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。
- 指定された公開の日時が都合の悪い場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。
- 「公開しない部分についてその理由が消滅する期日等」の欄は、公開請求のあった公文書の公開しない部分について、その理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。

様式第4号（第3条関係）

公文書非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けで公開請求のありました公文書については、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第18号）第11条第2項の規定により、次のとおりその全部を公開しないことと決定しましたので通知します。

公文書の名称	
非公開とする根拠規定	兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 条 第 項第 号に該当
根拠規定を適用する理由	
公開しない理由が消滅する期日等	
担当課	電話番号（ ） —
備考	

(注)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、兵庫県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において兵庫県後期高齢者医療広域連合を代表する者は兵庫県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 「公開しない理由が消滅する期日等」の欄は、公開請求のあった公文書を公開しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。

公文書公開決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けで公開請求のありました公文書の公開決定等については、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第18号）第12条第2項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長しましたので通知します。

公開請求に係る 公文書の名称	
条例第12条第1項 の規定による 決定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
延長後の決定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
決定期間を延長 する理由	
担当課	電話番号（ ） ー
備考	

様式第6号（第5条関係）

公文書公開決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けで公開請求がありました公文書の公開決定等については、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第18号）第13条の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。

公文書の名称		
条例第13条の規定による決定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで	
公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公開決定等をする期間及びその部分	期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
	部分	
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日（ ）	
条例第13条の規定を適用する理由		
担当課	電話番号（ ） —	
備考		

事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けの公文書の公開請求については、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第18号）第15条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、移送された公文書の公開請求に係る事務については、今後、移送を受けた実施機関が行います。

公文書の名称		
移送元	実施機関	
	担当課	電話番号（ ） —
移送先	実施機関	
	担当課	電話番号（ ） —
移送をした年月日	年 月 日（ ）	
移送の理由		
備考		

様式第8号（第7条関係）

公文書の公開決定に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第18号）第16条では、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に対して意見書を提出する機会を付与することを規定しています。

この度、次のとおり、_____に関する情報が記録された公文書について公開請求がありましたので、当該公文書の全部又は一部を公開することについてご意見があれば、別紙「公文書の公開に対する意見書」により回答してくださるようお願いします。

公開請求年月日	年 月 日（ ）
公文書の表示	
公文書に記録されている_____に関する情報の内容	
意見を求める理由	
意見書の回答期限	年 月 日（ ）
意見書の提出先 （ 担 当 課 ）	電話番号（ ） —
備 考	

（注）

- 1 この意見照会は、公開請求のあった公文書を公開するかどうかの決定を行うに際し、参考とするため行うものです。
- 2 回答期限までに公開に対する意見書の提出がない場合は、意見の照会の手続を終結します。

別紙

公文書の公開に対する意見書

年 月 日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 宛

氏名

住所又は居所 〒

電話番号 () -

年 月 日に照会がありました公文書の公開に対する意見は、次のとおりです。

意見照会 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公文書の名称	
公開に対する 反対意見の有無	有 ・ 無
意見 (公開に反対する理由)	
備考	

(注)

- 1 各欄に必要事項を記入してください。
- 2 提出者の氏名及び住所又は居所は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 提出者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名及び電話番号を記入してください。

公文書の公開決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日に意見書の提出がありました公文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第18号）第16条第3項の規定により通知します。

公文書の名称	
公開決定をした日	年 月 日（ ）
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日（ ）
担当課	電話番号（ ） —
備考	

(注)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、兵庫県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において兵庫県後期高齢者医療広域連合を代表する者は兵庫県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号（第10条関係）

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けの公開決定等又は公開請求に係る不作為に対する審査請求については、次のとおり兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第18号）第21条の規定により通知します。

審査請求の対象 となった公開決定等 又は公開請求に係る 不作為	年 月 日 第 号
	(公文書の名称)
審査請求の内容	
諮問をした年月日	年 月 日 ()
担 当 課	電話番号 () -
備 考	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則の規定に基づいて提出された書類は、この規則による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。